

## 特商法に関する記述

販売業者	合同会社いいねFactory 販売責任者 篠田成幸
ホームページURL	<a href="http://jp.a-s-a.online/cart/">http://jp.a-s-a.online/cart/</a>
住所	〒399-0021 長野県松本市寿豊丘1182-22 ※販売場所は上記住所ではありません。
メールアドレス	reno.sedori@gmail.com (アットマーク(@)を1つ削除してください(スパムメール対策のため))
電話番号	050-5243-2208 ※お問い合わせはメールをお願いします。
お申し込み方法	当ページに記載の通り
商品の引渡し時期	お申込時決済となり、完了後、入会手続き案内を差し上げます。入会手続きを済ませられた後、サービスがスタートします。
商品価格	初月：29,800円 2ヶ月目以降：月額19,800円
商品の引渡し方法	決済後、E-mailにて案内を通知
お支払い方法	クレジットカード
お支払い期限	クレジットカード規定に基づく
不良品について	障害が発生し、機能を著しく損ねる期間が24時間以上連続で発生した場合は、個別に対応させていただきます。 (有事・災害発生時はこの限りではありません)
返品について	商品の特性上、返品対応は致しておりません。 また、いかなる理由であれ自己都合でのキャンセルは原則としてこれを認めません。 ご了承の上お申込みください。 本商品は月額サービスですが、解約があった時点でサービスの終了とさせていただきます。 障害が発生し、機能を著しく損ねる期間が24時間以上連続で発生した場合は、個別に対応させていただきます。 (サードパーティーより公開されているAPIの仕様変更その他、サードパーティーの都合でAPIが利用できなくなった時・有事・大規模災害発生時はこの限りではありません)
返金保証	【返金条件】 入会后、ASAよりのサポートに従って、3ヶ月以上行動された方が対象となります。 ASAのサポートLINE@よりの呼びかけを無視された方は、上述に反しているときみなし、返金対象外となります。 返金を希望される場合は、ツールを1か月以上稼働したデータおよびアカウント情報・実践をしたことの証明とともにサポート事務局までご連絡ください。 データやアカウント情報・証明を提出いただけない方は返金対象として受け付けられないので予めご了承ください。 上記ご連絡後、原因追求のためにも一度お電話いただきヒアリングを実施し、その中で我々の指導に基づいてツール・マニュアルを正しく実践したにも関わらず参加費用すらと証明された場合、全額(各種手数料を除く)を返金いたします。 その場合、「お名前/メールアドレス/入塾代金/銀行口座名/支店名/支店名フリガナ/口座番号/口座名義/アカウント情報」上記情報をお送りいただいてから、10営業日以内に入塾代金全額を返金させていただきます。  【返金可能期間】 退会の意思表明後、30日以内に申請してください。  【申請の方法】 サポートLINE@にてご連絡ください。
資格	これまで当社が提供する商品およびサービスに対して返金保証を行使されたお客様は、確約書を交わした関係上、今後一切のお取引をご遠慮願わせていただいております。
販売条件	20歳以上で日本国籍を有する日本国内在住の方。
個人情報の保護	当サイトはお客様の個人情報の保護を第一に考え運営しております。 お客様の個人情報は、高度な暗号化を施した上で厳正なる管理下で安全に保管します。 また、個人情報は法律によって要求された場合、あるいは当社の権利や財産を保護する必要が生じた場合を除き第三者に提供する事はありません。
表現および商品に関する注意書き	本サービス内容における表現や再現性には個人差があり、必ずしも利益や効果を保証したものではありません。 本サービスの内容が全ての方に合うわけではありませんので、ご理解の上、お申込みを検討するようお願いいたします。
使用許諾契約書	本契約は、本サービスを入力した個人・法人(以下、甲)と合同会社いいねFactory(以下、乙)との間で合意した契約です。 甲が決済を完了することにより下記契約に合意したものといたします。  第1条 本契約の目的 乙が著作権を有するツール(以下、本ツール)に含まれる情報を、本契約に基づき甲が非独占的に使用する権利を承諾するものです。  第2条 禁止事項 本ツールのロジックおよびソースコードは著作権法によって保護されています。 甲は本ツールのロジックを、乙の書面による事前許可を得ずして作成ならびに出版・講演活動および電子メディアによる配信等により一般公開することを禁じます。 本ツールの使用権を第三者に貸与・譲渡することは厳しく禁じます。  第3条 契約の解除 甲が本契約に違反したと乙が判断した場合には、乙は使用許諾契約書を解除することができるものとします。  第4条 損害賠償 甲が本契約の第2条に違反した場合、本契約の解除に関わらず、甲は乙に対し、その違約金として、違約件数と販売価格を乗じたものの10倍の金額を支払うものとします。  第5条 責任の範囲 乙を含む関係者又は提携先は、甲が本ツールやそれに付随する特典・サービスを元に、活動及び実践された上での損害に関しては一切関与致しません。 乙を含む関係者又は提携先は、甲が負ういかなるリスクに対してもその責任を負わないものとします。 これに準じ、甲は、乙を含む関係者又は提携先にクレーム・損害賠償請求を行なわない事に同意するものとします。 本ツールを使用した活動及び実践の際には、全て甲の責任において行なうと共に、乙を含む関係者又は提携先に一切の損害を与えない事また、甲が代理人からの損害賠償請求は行えないということを予め承るものとします。